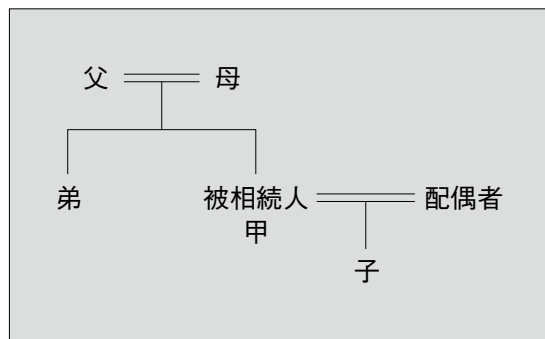


▼このように情報提供してみよう



図表2 被相続人甲の家族構成



者が2分の1、子が2分の1」です。配偶者と直系尊属が法定相続人となる場合、「配偶者が3分の2、父母が3分の1」、配偶者と兄弟姉妹が法定相続人の場合、「配偶者が4分の3、兄弟姉妹が4分の1」となります。子や直系尊属あるいは兄弟姉妹が数人いる場合には、その相続分は均等割りになります。例えば、相続人が配偶者と子2人の場合、配偶者が2分の1、子が2分の1ですから、子1人の持分は「2分の1÷2＝4分の1」となります。

●関係図を示しながら相続人と相続分を説明
ここで、相続人とその相続分の判定について例を挙げて考えてみましょう。
図表2を見てください。被相続人甲には、配偶者と子、父母、弟がいます。この場合、配偶者は必ず相続人となります。血族相続人については、順位が定められているため、第1順位として子が相続人となります。父母や弟には相続権はありません。よって、配偶者と子が相続人となり、相続分は配偶者と子がそれぞれ2分の1となります。
お客様に説明する際には、親族関係図を示しながら、相続人と相続分について具体的に説明すると分かりやすいでしょう。

相続対策について こんな情報提供を行おう

ここでは、相続手続きや争族対策などの情報をどのように提供すればよいかを解説します。

●相続に関する手続き

法律によって相続人の範囲や相続分の目安が決まっているのをご存じですか

情報①



だれが相続人か……。これは民法で定められています。相続人には、被相続人の「配偶者」および「血族相続人」がなります。一般的に法定相続人といわれます。
配偶者とは、婚姻届を提出して受理され、法律上の婚姻関係が認められている夫婦の一方から見た他方のことをいいます。夫から見た妻や妻から見た夫が配偶者です。配偶者は常に相続人になります。内縁関係にある男性と女性はいかに配偶者に該当せず、例えば内縁の妻には内縁の夫の財産に対する相続権がありません。
血族相続人とは、血のつながっている家族で、相続人になり得る立場の人のことをいいます。すべての血族が相続できるわけではなく、相続する順位が決められています。
法律によって相続人の範囲や相続分の目安が決まっているのをご存じですか

図表1 法定相続人と法定相続分

法定相続人	法定相続分	
	配偶者と子	配偶者：2分の1
子のみ	子：全部	
配偶者と直系尊属	配偶者：3分の2	直系尊属：3分の1
直系尊属のみ	直系尊属：全部	
配偶者と兄弟姉妹	配偶者：4分の3	兄弟姉妹：4分の1
兄弟姉妹のみ	兄弟姉妹：全部	

●配偶者と子では2分の1ずつの相続割合

民法により、相続人が相続する財産の割合についても規定されています。法律により定められている相続分（法定相続分）は、遺産分割の目安となるものです。法定相続分は図表1のように定められています。
例えば配偶者と子が法定相続人となる場合、法定相続分は「配偶